

逆なる彈壓の嵐を賦つて敢然之を衝き破らなければならぬ

實行方法

- 一、本大會の決定に従つて各地に果敢なる闘争を捲き起すべし
- 一、暴壓の事例ある毎に關係當局に大衆的抗議運動を爲すべし
- 一、暴壓反對の全線的演説會民衆大會示威運動を爲すべし
- 一、惡法撤廢の署名請願の運動を展開すべし
- 一、摘發糾弾部を組織し暴壓を記録し證據を蒐集し其他當局掛員のあらゆる非行を摘發して糾弾すべし
- 一、暴壓反對に利するあらゆる機會を利用して抗議運動を効果的ならしむべし。

第十一號 勞農議會に關する件

決議

本大會は昭和五年十一月二日東京及大阪に開催したる勞農議會の實績に鑑み、今後とも我等の主要なる闘争を合流集中して大衆の潜勢的偉力を發揮する爲の勞農議會を、我黨の重要な闘争手段として採用することに決定すると共に、

主張

我黨は國家賠償法案につき次の要綱を決定す。

一、補償の範圍

- (イ) 不當檢束、不當拘留を受けたる者
 - (ロ) 犯罪の嫌疑により拘留せられたる者不起訴又は豫審免訴となりたる者
 - (ハ) 公判に於て無罪の言ひ渡を受けたる者
 - (ニ) 再審又は非常上告の申立により無罪の決定を受けたる者
 - (ホ) 官吏が逮捕拘禁尋問に際し暴行を加へたるときは國家之を賠償すること
- #### 二、賠償の方法
- (イ) 補償額は一日五圓とすること。
 - (ロ) 補償を受くべき者の請求あるときは新聞に當該事件に直接責任を負ふべき官吏の氏名を記載したる公告をなすべし。
 - (ハ) 補償方法は簡單にすること。

理由

近時司法權の反動的發動に對する大衆の反抗漸く熾烈となるやこれを欺瞞すべく政府は國家賠償法の制定を云々し

守せんことを誓ふ。

理由

昭和五年十一月二日の勞農議會は東京大阪ともに官憲の露骨なる彈壓とよく闘つたのであるが遂に解散を命ぜらるゝに至つた。然し此勞農議會闘争の最初の試は決して徒爾ではなかつた。即ち飢餓窮乏裡に呻吟する勞働者農民は其他の無産大衆の支配階級に對して愾く不平不満、官憲の暴壓に對し、たかまりゆく民衆の反抗意識、而して無産大衆の緊急にして切實なる生活要求、これ等を闘争を通じて表現し得た點に於て、大衆運動史上に一時期を劃したものと信ずる。

我等は勞農議會の意義と内容を我黨將來の發展強力化に俟ちつ、此闘争を毎年恒例的に敢行せんとするものである

實行方法

- 一、全國的勞農議會は時機を見て中央執行委員會之を招集す。
- 二、地方勞農議會闘争は府縣聯合會に於て有効にこれを展開すること。

第十二號 國家賠償法案に關する件

つゝある。

政府は最初補償適用範圍を再審非常上告による無罪決定の極めて稀有の場合に局限したのであるが、世論の轟々たる反對に直面して之を豫審免訴、公判による無罪にまで擴大した。然しそれすらも實行の誠意を疑はざるを得ない。然も主として無産大衆に對して「法の暴壓」を加ふる不當檢束、不當拘留、及び強制處分による不當拘束の如きは目を掩ふて顧み様としないのである。

我等は不當拘留、不當檢束を防止する爲違警察即決例、行政執行法の撤廢を主張する。我等は惡法治安維持法、治安警察法、暴力行爲犯罪法等の廢止の爲に戦ふ。然れども惡法も亦法なりとして之を強行する支配階級の法による制壓の前に最少限度に無産大衆の生命身體の自由を保障する必要上我等は不當なる檢束拘留強制處分等を含めたる國家賠償を要求すると共に官憲による拷問の損害賠償を要求するものである。

實行方法

- 一、中央執行委員會は本要綱を基礎とする國家賠償法案を作成し第五十九議會に提出する手續をとること。
- 二、其他の方法は中央執行委員會に一任すること。